

第407回南国市議会定例会会議録

第7日 令和元年6月27日 木曜日

出席議員

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 神崎隆代 | 2番 植田豊 |
| 3番 浜田憲雄 | 4番 山中良成 |
| 5番 岩松永治 | 6番 西川潔 |
| 7番 土居恒夫 | 8番 高木正平 |
| 9番 有沢芳郎 | 10番 中山研心 |
| 11番 前田学浩 | 12番 村田敦子 |
| 13番 岡崎純男 | 14番 小笠原治幸 |
| 15番 野村新作 | 16番 浜田和子 |
| 17番 浜田勉 | 18番 土居篤男 |
| 19番 福田佐和子 | 20番 西岡照夫 |
| 21番 今西忠良 | |

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

| | |
|--------------|---------------|
| 市長 平山耕三 | 副市長 村田功 |
| 参事兼総務課長 西山明彦 | 参事兼財政課長 渡部靖 |
| 参事兼企画課長 松木和哉 | 情報政策課長 原康司 |
| 危機管理課長 山田恭輔 | 税務課長 高野正和 |
| 市民課長 崎山雅子 | 子育て支援課長 溝渕浩芳 |
| 長寿支援課長 島本佳枝 | 保健福祉センター長 土橋愛 |
| 環境課長 谷合成章 | 農林水産課長 古田修章 |
| 農地整備課長 田所卓也 | 商工観光課長 長野洋高 |
| 建設課長 西川博由 | 地籍調査課長 横山聖二 |
| 都市整備課長 若枝実 | 上下水道局長 橋詰徳幸 |

| | | | |
|----------------|------|------------------|------|
| 会計管理者 兼会計課長 | 秋田節夫 | 福祉事務所長 | 池本滋郎 |
| 教育長 | 竹内信人 | 教育次長兼 学校教育課長 | 伊藤和幸 |
| 生涯学習課長 | 中村俊一 | 選挙管理委員会 事務局局長 | 高橋元和 |
| 監査委員 長 | 天羽庸泰 | 農業委員会 事務局局長 | 弘田明平 |
| 消防長 | 小松和英 | | |

—————

議会事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 公文知子 | 次長 | 野口裕介 |
| 書記 | 門脇智哉 | | |

—————

議事日程

令和元年6月27日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第3 議案第3号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 南国市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 南国市子ども読書活動推進委員会設置条例
- 第7 議案第7号 南国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 南国市森林環境譲与税基金条例
- 第9 議案第9号 南国市税条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改
正する条例
- 第11 議案第11号 市道の認定について
- 第12 議案第12号 （仮称）南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備業務（その2）委託
契約の変更について
- 第13 議案第13号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第2次変更）について
- 第14 議案第14号 小型路線バス車両購入契約の締結について

- 第15 議案第15号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
第16 議案第16号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
第17 請願第5号 (株)四国中検高知検査所の建設撤回を求める請願
第18 陳情第3号 民営保育所の人材確保並びに職員の処遇改善のための運営補助拡充と老朽化している園舎建て替えについて
第19 承認要求書
第20 議員派遣の件

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第20まで

議発第1号より議発第6号まで

—————*—————

午前10時3分 開議

○議長(岡崎純男) これより本日の会議を開きます。

—————*—————

議案第1号から議案第16号まで、請願第5号、陳情第3号

○議長(岡崎純男) この際、議案第1号から議案第16号まで及び請願第5号、陳情第3号、以上18件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長神崎隆代議員。

—————*—————

令和元年6月25日

南国市議会議長 岡崎純男様

総務常任委員長

神崎隆代

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|--------|---|----------------|------------------|
| 第 1 号 | 令和元年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳入の部 第 2 条繰越明許費 第 3 条地方債の補正 | 原案を可決 すべきもの | やむを得ない ものと認める |
| 第 9 号 | 南国市税条例等の一部を改正する条例 | 原案を可決 すべきもの | やむを得ない ものと認める |
| 第 10 号 | 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償 支給条例の一部を改正する条例 | 原案を可決 すべきもの | 適当と認める |
| 第 13 号 | 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第 2 次変更） について | 原案を可決 すべきもの | 適当と認める |
| 第 14 号 | 小型路線バス車両購入契約の締結について | 原案を可決 すべきもの | やむを得ない ものと認める |
| 第 15 号 | 消防ポンプ自動車購入契約の締結について | 原案を可決 すべきもの | やむを得ない ものと認める |
| 第 16 号 | 消防ポンプ自動車購入契約の締結について | 原案を可決 すべきもの | やむを得ない ものと認める |

—*—

〔1 番 神崎隆代議員登壇〕

○1 番（神崎隆代） おはようございます。総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第 1 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 13 号から議案第 16 号までの 7 件であります。

去る 25 日に委員会を開催し、執行部から副市長初め関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第 1 号令和元年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第 1 条歳

入歳出予算の補正中、歳入の部、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は3億5,799万1,000円の増額であり、歳入では、森林環境譲与税591万2,000円、国庫支出金984万円、県支出金843万1,000円、森林環境譲与税基金繰入金50万円、繰越金2,290万8,000円、プレミアム付商品券販売収入2億4,600万円及び市債6,440万円を増額するものです。

繰越明許費につきましては、工期が2カ年にわたる（仮称）ものづくりサポートセンター建設工事と併せて行う隣接広場整備事業に係る都市再生整備事業費（道路）6,904万7,000円を計上しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号南国市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部が改正されたこと等に伴い、ふるさと納税制度に係る特例控除の措置対象の見直し、軽自動車税のグリーン化特例の段階的な見直し及び令和3年度以後の市民税の非課税措置対象者に一定の所得以下の単身児童扶養者を追加するため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、投票管理者等の報酬額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第2次変更）についてにつきましては、新たな林道の整備を行うため、上倉・瓶岩北辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を変更するに当たり、議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号小型路線バス車両購入契約の締結についてにつきましては、車両の特殊性と日々の運行の確実な確保の要請から、高知日野自動車株式会社より4月23日に見積書の提出を受け、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号消防ポンプ自動車購入契約の締結についてにつきましては、琴平分団十市班の消防ポンプ自動車を購入するに当たり、5月9日に指名競争入札を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第16号消防ポンプ自動車購入契約の締結についてにつきましては、南海分団里改田班の消防ポンプ自動車を購入するに当たり、5月23日に指名競争入札を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 産業建設常任委員長植田豊議員。

＊

令和元年6月25日

南国市議会議長 岡崎純男様

産業建設常任委員長

植田豊

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|------|--|----------------|------------------|
| 第1号 | 令和元年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 | 原案を可決 すべきもの | やむを得ない ものと認める |
| 第2号 | 令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第1号） | 原案を可決 すべきもの | 適当と認める |
| 第8号 | 南国市森林環境譲与税基金条例 | 原案を可決 すべきもの | 適当と認める |
| 第11号 | 市道の認定について | 原案を可決 すべきもの | 適当と認める |

| | | | |
|------|--|----------------|------------------|
| 第12号 | (仮称) 南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備 業務(その2) 委託契約の変更について | 原案を可決 すべきもの | やむを得ない ものと認める |
|------|--|----------------|------------------|

*

令和元年6月25日

南国市議会議長 岡崎純男様

産業建設常任委員長

植田 豊

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|------|--------------------------|---------|----------|
| 請第5号 | (株) 四国中検高知検査所の建設撤回を求める請願 | 採択すべきもの | 願意妥当と認める |

*

〔2番 植田 豊議員登壇〕

○2番(植田 豊) おはようございます。産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、2号、8号、11号、12号の5件及び、請願第5号の1件であります。去る25日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和元年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費についてであります。歳出として、農林水産業費関係では、林道管理費174万3,000円及び森林環境譲与税基金積立金641万2,000円を増額計上するもので、商工費関係では、プレミアム付商品券販売業務委託料及び換金業務委託料等に係るプレミアム

付商品券事業費 2 億 5,584 万円を増額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、プレミアム付商品券事業費について一部反対の意見があったことを申し添えます。

次に、議案第 2 号令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第 1 号）については、収益的支出において、給水装置内の漏水に係る水道料金の軽減による特別損失として、上水道事業費用を 107 万 3,000 円増額するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 号南国市森林環境譲与税基金条例については、本年度から森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるものとして森林環境譲与税が譲与されることとなり、その目的に沿った使途で用い、実績を公表する体制を構築する必要があることから、基金を設置するため、本条例を制定するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 11 号市道の認定については、本議案の横堀 1 号線は、都市計画法第 29 条による開発により整備されたため、市道として認定するものであります。去る 24 日に現地調査を担当課長立ち合いのもとで行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 12 号（仮称）南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備業務（その 2）委託契約の変更については、高知県による再委託に係る入札の結果により事業費が減額されたことに伴い、委託金額を減額する変更契約を締結することから、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、請願第 5 号（株）四国中検高知検査所の建設撤回を求める請願書については、農業と市民の健康を守るため、現在の建設予定地への建設を撤回し、下水道施設が整備された地域への建設を求めるもので、紹介議員である有沢議員からの請願内容の説明と、都市整備課・建設課からの補足説明を受けて審査した結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育民生常任委員長高木正平議員。

＊

令和元年 6 月 25 日

南国市議会議長 岡崎純男様

教育民生常任委員長

高 木 正 平

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査結果 | 理 由 |
|-------|---|----------------|------------------|
| 第 1 号 | 令和元年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 | 原案を可決 すべきもの | やむを得ない ものと認める |
| 第 3 号 | 南国市介護保険条例の一部を改正する条例 | 原案を可決 すべきもの | やむを得ない ものと認める |
| 第 4 号 | 南国市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例 | 原案を可決 すべきもの | やむを得ない ものと認める |
| 第 5 号 | 南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例 | 原案を可決 すべきもの | 適当と認める |
| 第 6 号 | 南国市子ども読書活動推進委員会設置条例 | 原案を可決 すべきもの | 適当と認める |
| 第 7 号 | 南国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改 正する条例 | 原案を可決 すべきもの | やむを得ない ものと認める |

＊

令和元年6月25日

南国市議会議長 岡 崎 純 男 様

教育民生常任委員長

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|------|--|---------|----------|
| 陳第3号 | 民営保育所の人材確保並びに職員の処遇改善のための運営補助拡充と老朽化している園舎建て替えについて | 採択すべきもの | 願意妥当と認める |

*—————

〔8番 高木正平議員登壇〕

○8番（高木正平） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号から議案第7号、陳情第3号の7件であります。

去る6月25日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和元年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費についてであります。民生費関係で主なものは、幼児教育無償化に向けたシステム改修業務委託料等に係る保育一般管理費843万1,000円、長岡西部保育所改築工事設計業務委託料に係る公立保育所費6,610万6,000円、わかくさ児童館解体工事に係る児童館等運営費1,101万1,000円及び岡豊小学校学童保育施設新築工事設計業務委託料に係る放課後児童施設整備事業費844万8,000円を増額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号南国市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであり、改正の内容は、令和元年10月1日から消費税の税率等が引き上げられることに伴う低所得者の介護保険料軽減強化として、所得段階が第1段

階から第3段階に該当する者についても軽減対象とするもので、やむを得ないものと認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号南国市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、わかくさ児童館及び東部児童センターは利用児童数の減、耐震性能の問題により運用を休止しており、順次取り壊し工事に着手し、これら2館を廃止するため本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童支援員は高知県知事が行う研修を修了した者でなければならないとしておりますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了したものに改めるものであり、適当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号南国市子ども読書活動推進委員会設置条例につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき定めた第2次南国市子ども読書活動推進計画が本年度末をもって終了するため、新たな計画の策定、進捗管理等を行う教育委員会の附属機関として、南国市子ども読書活動推進委員会を設置するため、地方自治法の規定により、本条例を制定するものであり、適当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号南国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月1日から消費税等の税率が引き上げられることに伴い、一般廃棄物処理手数料を見直し、ごみ収集運搬手数料、し尿及び浄化槽清掃従量割汲み取り料の価格を変更するため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、陳情第3号民営保育所の人材確保並びに職員の処遇改善のための運営補助拡充と老朽化している園舎建て替えについてに対する審議の結果を報告します。

陳情の要旨としては、保育士の確保や保育の質を担保するための運営にかかる費用について、運営補助金の復活計上を求めるとともに、老朽化している園舎建て替えを求めるもので、担当課長より説明を受け、審査の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） これにて委員長の報告は終わりました。

＊

○議長（岡崎純男） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。8番高木正平議員。

〔8番 高木正平議員登壇〕

○8番（高木正平） 請願第5号につきましての質問をいたします。

委員会は、願意妥当、採択すべきものと委員長報告がございました。私も本請願に同意するものでございます。

この建設予定地より以南、太平洋沿岸一帯の地域まで、その影響ははかり知れず、私もこの本請願に同意いたしますが、どのような協議がなされたのか、詳細をお伺いいたしたいと思えます。以上です。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。2番植田豊議員。

〔2番 植田 豊議員登壇〕

○2番（植田 豊） 高木議員の御質問にお答えいたします。

請願第5号について、産業建設常任委員会における協議内容でございますが、まず請願書の紹介議員である有沢議員より請願内容の説明があり、現在に至る経緯、現状について、都市整備課及び建設課より補足説明を受け、協議いたしました。

計画されている施設についての現状は、都市計画法の建築許可は得ているものの、生活雑排水とは別に排水されるという検査機器等を洗浄した後の洗浄水については、排水の同意はされていないとのことであり、また地元住民からは、建設予定地の高田部落はもとより、下流域の高見部落、田村西部部落、田村東部部落に事業説明がないままの建設には絶対反対であるとのことであります。

請願書の内容については、施設からの排水について、滅菌、希釈等の処理をしても安全性に疑問があり、下水道のない同地区への排水による住民の健康への危害、農業作物の風評被害、周辺生態系への影響を非常に危惧されており、現在地への建設予定地を撤回し、下水道が完備された地区への建設を求めるものであります。

当委員会といたしましても、請願書提出の意図、住民感情は理解できるものであり、地元住民の健康、生活、また基幹産業である農業を守る観点からも、当該請願書は願意妥当とし、採択すべきものと決しました。

なお、検査機器等を洗浄した後の洗浄水については、排水せずに貯留して、当該地区外で処理する方法もあり、この場合は行政側として許可しないことは難しいということでしたが、事故等による漏水の可能性も考えれば、農業を守る観点、地域住民の健康への影響を考慮

し、同地区への建設を認めるべきではないという意見が委員全員から出されました。以上でございませう。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。高木議員。

〔8番 高木正平議員登壇〕

○8番（高木正平） ただいまの委員長報告を伺いまして、この採択につきまして、大変大事な結論に至ったということで、大きな安心感を抱くものでございますが、委員会の中での審議の中で、検査機器等を洗浄した後の排水につきましては、貯留施設というふうな方法もあるということで、そのあたりについての認可については難しいというふうなことの御説明をいただきましたが、委員会として、この請願の趣旨を十分に遵守するといひますか、注視をしていただくといひるか、監視するといひますか、こういうことであつたとしても認めるべきではないというふうな思ひを強く持ちますので、そのあたりの委員会の御意向を、委員会としてどうなのかお示しいたきたいと思ひます。

何様、この建設予定地の一帯は、本市の高知県における稲作の黎明の地というところでもあります。そのことから、この地域の特性、基幹産業をこれからも引き続き守り育てていくためにも、いかなる上でも立地の必要性を、立地を認めるわけにはいかないという委員会の御意向を、協議されました内容から御報告いたしたいと思ひます。以上でございませう。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。植田議員。

〔2番 植田 豊議員登壇〕

○2番（植田 豊） お答え申し上げます。

先ほど答弁させていただきましたように、当該地区以外で処理方法もあるんですけども、事故等による漏水の可能性がゼロではありませんので、万が一そういう事故に至つた場合には、先ほど申し上げたとおり、現地のすぐ下といひますか、下流の皆様に御迷惑をかけることとなり、先ほど申し上げたとおり、農業を守る観点、地域住民の健康への影響を考慮し、同地区への建設は認めるべきではないということが協議されました。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

まず、議案第1号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号から議案第10号まで、以上9件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第10号まで、以上9件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号から議案第16号まで、以上6件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第16号まで、以上6件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第5号を採決いたします。委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岡崎純男） 起立全員であります。よって、請願第5号は採択することに決しました。

次に、陳情第3号を採決いたします。委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、陳情第3号は採択することに決しました。

—————*—————

承認要求書

○議長（岡崎純男） 日程第19、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項
1. 目的 所管事項の把握
1. 方法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期間 調査終了まで

令和元年6月27日

南国市議会議長 岡崎純男様

総務常任委員長 神崎隆代

産業建設常任委員長 植田豊

教育民生常任委員長 高木正平

議会運営委員長 土居恒夫

＊

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（岡崎純男） 日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

議発第1号から議発第6号まで

○議長（岡崎純男） ただいま議発第1号から議発第6号まで、以上6件の意見書が提出をされましたので、お手元へ配付いたしました。

—————*—————

議発第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年6月27日提出

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 南国市議会議員 | 中山研心 |
| 賛成者 | 〃 | 山中良成 |
| 〃 | 〃 | 浜田憲雄 |
| 〃 | 〃 | 植田豊 |
| 〃 | 〃 | 野村新作 |
| 〃 | 〃 | 高木正平 |

| | | |
|-----|---------|-------|
| 賛成者 | 南国市議会議員 | 西岡照夫 |
| 〃 | 〃 | 前田学浩 |
| 〃 | 〃 | 有沢芳郎 |
| 〃 | 〃 | 小笠原治幸 |
| 〃 | 〃 | 今西忠良 |
| 〃 | 〃 | 土居恒夫 |
| 〃 | 〃 | 西川 潔 |
| 〃 | 〃 | 浜田和子 |
| 〃 | 〃 | 神崎隆代 |
| 〃 | 〃 | 岩松永治 |
| 〃 | 〃 | 村田敦子 |
| 〃 | 〃 | 土居篤男 |
| 〃 | 〃 | 福田佐和子 |
| 〃 | 〃 | 浜田 勉 |

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....

議発第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

政府の「骨太2018」では「（地方の）一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財政総額は62兆7,072億円（前年比+1.0%）となり、過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。よって、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に確保すること。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
5. 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保をはかること。
6. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
7. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
9. 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時

財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

10. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月27日

南 国 市 議 会

内閣総理大臣 安倍晋三様

内閣官房長官 菅義偉様

総務大臣 石田真敏様

財務大臣 麻生太郎様

経済産業大臣 世耕弘成様

内閣府特命担当大臣 片山さつき様

(地方創生規制改革担当)

内閣府特命担当大臣 茂木敏充様

(経済財政政策担当)

＊

議発第2号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年6月27日提出

提出者 南国市議会議員 神崎隆代

賛成者 〃 西岡照夫

〃 〃 高木正平

〃 〃 野村新作

〃 〃 植田豊

〃 〃 浜田憲雄

〃 〃 山中良成

〃 〃 土居恒夫

| | | |
|-----|---------|-------|
| 賛成者 | 南国市議会議員 | 前田学浩 |
| 〃 | 〃 | 有沢芳郎 |
| 〃 | 〃 | 小笠原治幸 |
| 〃 | 〃 | 中山研心 |
| 〃 | 〃 | 今西忠良 |
| 〃 | 〃 | 西川 潔 |
| 〃 | 〃 | 浜田和子 |
| 〃 | 〃 | 岩松永治 |
| 〃 | 〃 | 浜田 勉 |
| 〃 | 〃 | 村田敦子 |
| 〃 | 〃 | 福田佐和子 |
| 〃 | 〃 | 土居篤男 |

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....
議発第2号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

暴力を振るう、食事を与えない等の行為によって、保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいます。こうした事態を防ぐため、国は虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきましたが、悲惨な児童虐待は依然として発生し続けています。

特に、昨年3月の東京都目黒区での女兒虐待死事件を受け、政府は同7月に緊急総合対策を取りまとめ、児童相談所の体制強化などを図る法改正案を今国会に提出することになっていました。その直前の今年1月、野田市で再び痛ましい虐待死事件が発生、児童相談所も学校も教育委員会も、警察も把握していながら、なぜ救えなかったのか、悔やまれてなりません。

今国会に提出された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等改正案の早期成立を求めるとともに、下記の事項につき、取り組みの推進を強く求めます。

記

1. 「しつけによる体罰は要らない」という認識を社会全体で共有できるよう周知啓発に努めるとともに、法施行後必要な検討を進めるとしている民法上の懲戒権や子どもの権利擁護

の在り方についても速やかに結論を出すこと。

2. 学校における虐待防止体制の構築や警察との連携強化、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと。
3. 虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県・市町村で速やかに構築ができるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること。
4. 児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めるとともに、児童相談所の体制整備や妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行う日本版ネウボラの設置推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月27日

南 国 市 議 会

| | |
|---------------|-----------|
| 衆 議 院 議 長 | 大 島 理 森 様 |
| 参 議 院 議 長 | 伊 達 忠 一 様 |
| 内 閣 総 理 大 臣 | 安 倍 晋 三 様 |
| 内 閣 官 房 長 官 | 菅 義 偉 様 |
| 厚 生 労 働 大 臣 | 根 本 匠 様 |
| 文 部 科 学 大 臣 | 柴 山 昌 彦 様 |
| 法 務 大 臣 | 山 下 貴 司 様 |
| 国 家 公 安 委 員 長 | 山 本 順 三 様 |

＊

議発第3号

地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を
求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年6月27日提出

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 南国市議会議員 | 土 居 恒 夫 |
| 賛成者 | 〃 | 山 中 良 成 |

| | | |
|-----|---------|-------|
| 賛成者 | 南国市議会議員 | 浜田憲雄 |
| 〃 | 〃 | 植田豊 |
| 〃 | 〃 | 野村新作 |
| 〃 | 〃 | 高木正平 |
| 〃 | 〃 | 西岡照夫 |
| 〃 | 〃 | 前田学浩 |
| 〃 | 〃 | 有沢芳郎 |
| 〃 | 〃 | 小笠原治幸 |
| 〃 | 〃 | 中山研心 |
| 〃 | 〃 | 今西忠良 |
| 〃 | 〃 | 西川潔 |
| 〃 | 〃 | 浜田和子 |
| 〃 | 〃 | 神崎隆代 |
| 〃 | 〃 | 岩松永治 |
| 〃 | 〃 | 浜田勉 |
| 〃 | 〃 | 土居篤男 |
| 〃 | 〃 | 福田佐和子 |
| 〃 | 〃 | 村田敦子 |

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....
議発第3号

地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を
求める意見書

労働者の4割が非正規雇用化し、4人に1人が年収200万円以下のワーキングプアとなり、
平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が消費低迷、生
産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招く中、政府が「賃上げによる経済の好循環」を目指すこと
は理論的には正しい。

2018年の地域別最低賃金は、最高の東京で985円、高知県では762円、最も低い鹿児島では

761円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万～150万円しか得られず、これでは人間らしいまともな暮らしはできない。また地域間格差も大きく、高知県と東京では同じ仕事をしても時給で223円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円を目指す」と述べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引き上げを進めると述べた。しかし、2010年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした「政労使による三者合意」が成立している。「毎年3%程度」では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消を遅らせるだけである。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域間格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差を是正し、全国一律最低賃金制への改正と金額の大幅な引き上げが必要である「最低賃金1,000円以上」は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額20万円以上は当然であり、そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。それらを保障するために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を実施して最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げること。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延

等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請け二法、独占禁止法を抜本改正すること。

5. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月27日

南 国 市 議 会

| | |
|-------------|-----------|
| 内 閣 総 理 大 臣 | 安 倍 晋 三 様 |
| 厚 生 労 働 大 臣 | 根 本 匠 様 |
| 中央最低賃金審議会会長 | 仁 田 道 夫 様 |

＊

議発第4号

若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年6月27日提出

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 南国市議会議員 | 山 中 良 成 |
| 賛成者 | 〃 | 野 村 新 作 |
| 〃 | 〃 | 植 田 豊 |
| 〃 | 〃 | 浜 田 憲 雄 |
| 〃 | 〃 | 岩 松 永 治 |
| 〃 | 〃 | 高 木 正 平 |
| 〃 | 〃 | 西 岡 照 夫 |
| 〃 | 〃 | 土 居 恒 夫 |
| 〃 | 〃 | 前 田 学 浩 |
| 〃 | 〃 | 有 沢 芳 郎 |
| 〃 | 〃 | 小笠原 治 幸 |
| 〃 | 〃 | 中 山 研 心 |
| 〃 | 〃 | 今 西 忠 良 |

| | | | |
|-----|---------|----|-----|
| 賛成者 | 南国市議会議員 | 西川 | 潔 |
| 〃 | 〃 | 浜田 | 和子 |
| 〃 | 〃 | 神崎 | 隆代 |
| 〃 | 〃 | 土居 | 篤男 |
| 〃 | 〃 | 福田 | 佐和子 |
| 〃 | 〃 | 村田 | 敦子 |
| 〃 | 〃 | 浜田 | 勉 |

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....
議発第4号

若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を求める意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、老後の生活保障の柱となっています。

現在、年金支給は隔月支給となっていますが、年金生活者にとって年金が毎月支給されることによって、月毎の計画的な生活設計がしやすくなります。

年金は高齢期の所得保障となっていることから、雇用と年金の接続が制度的に確実に行われることが重要です。そうすると、年金支給開始年齢の引き上げは、無年金や無収入となる期間が生じる可能性がある等の懸念がされます。

また、年金支給開始年齢のさらなる引き上げは、引き上げが行われる以降の世代にとっては、年金給付費の減少が生じることとなり、将来世代に影響が強く出ることが懸念されます。このことは高齢者だけの問題ではなく、若者の年金不信を増長し、ひいては年金制度への信頼が低下することにもつながります。特に、若者からの信頼を得るためには、年金給付における世代間格差をこれ以上拡大させず、合わせて将来的に持続可能な年金制度に改善することが求められています。

さらに、年金はそのほとんどが消費に回るため、消費や税収等、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。つまり、年金の増減は、地域経済や地方財政にも大きな影響を与えます。

よって、国におかれては、若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を図るため、下記のこ

とを強く要望します。

記

1. 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
2. 年金支給開始年齢をこれ以上は引き上げないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月27日

南 国 市 議 会

| | |
|-------------|-----------|
| 衆 議 院 議 長 | 大 島 理 森 様 |
| 参 議 院 議 長 | 伊 達 忠 一 様 |
| 内 閣 総 理 大 臣 | 安 倍 晋 三 様 |
| 財 務 大 臣 | 麻 生 太 郎 様 |
| 厚 生 労 働 大 臣 | 根 本 匠 様 |

＊

議発第5号

米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年6月27日提出

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 南国市議会議員 | 西 岡 照 夫 |
| 賛成者 | 〃 | 土 居 恒 夫 |
| 〃 | 〃 | 高 木 正 平 |
| 〃 | 〃 | 野 村 新 作 |
| 〃 | 〃 | 山 中 良 成 |
| 〃 | 〃 | 浜 田 憲 雄 |
| 〃 | 〃 | 植 田 豊 |
| 〃 | 〃 | 前 田 学 浩 |
| 〃 | 〃 | 浜 田 和 子 |
| 〃 | 〃 | 神 崎 隆 代 |

賛成者 南国市議会議員 岩松永治

南国市議会議長 岡崎純男様

.....
議発第5号

米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書

宜野湾市民は戦後74年間も米軍普天間飛行場から発生する基地被害に悩まされ続けてきた。その我慢は、すでに限界に達している。一日も早く宜野湾市民が普天間飛行場の基地被害から解放されることを切に願っている。

現在、普天間飛行場の名護市辺野古地区キャンプ・シュワープへの移転・統合が日本政府によって進められているが、私達、宜野湾市民の安全な生活を守る会は、この方法こそ普天間飛行場の一日も早い「危険性除去」の方法であると、心から確信している。

そのことは、宜野湾市民の安全な生活を守る会が2016年10月に行った、翁長雄志前知事の「辺野古埋め立て承認取り消し訴訟」の無効を主張して提訴したことを支持する署名活動において、宜野湾市民2万人余が署名したこと、また平成25年8月に「基地統合縮小実現県民の会」が行った普天間飛行場の辺野古移設と経済振興を求める署名が3ヶ月間の短期間で7万3,491名集まったことに現れている。

普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、同飛行場の辺野古先キャンプ・シュワープへの移設・統合が必要である。

よって、南国市議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 普天間飛行場の危険性を除去し、宜野湾市民の74年間もの苦労を一日も早く解消すること。
2. その具体的方法として現在、唯一示され実行されている辺野古先キャンプ・シュワープへの移転・統合を推進すること。
3. 日本の安全保障を確保するため、日米安全保障条約を推進するとともに、一定の基地負担を負わざるを得ない沖縄県において、さらなる基地の整理縮小を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月27日

南国市議会

| | |
|-----------|-------|
| 衆議院議長 | 大島理森様 |
| 参議院議長 | 伊達忠一様 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三様 |
| 内閣官房長官 | 菅義偉様 |
| 外務大臣 | 河野太郎様 |
| 防衛大臣 | 岩屋毅様 |
| 国土交通大臣 | 石井啓一様 |
| 総務大臣 | 石田真敏様 |
| 内閣府特命担当大臣 | 宮腰光寛様 |

(沖縄及び北方対策)

＊

議発第6号

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づく公正な解決を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年6月27日提出

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 南国市議会議員 | 浜田勉 |
| 賛成者 | 〃 | 中山研心 |
| 〃 | 〃 | 今西忠良 |
| 〃 | 〃 | 村田敦子 |
| 〃 | 〃 | 土居篤男 |
| 〃 | 〃 | 福田佐和子 |

南国市議会議長 岡崎純男様

議発第6号

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国

民的議論により、民主主義及び憲法に基づく公正な解決を求める意見書

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続きにおける国民投票の場合には、投票総数の5割以上で国民の民意に基づく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急に行う必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することのできない重大な問題である。

普天間基地所属の海兵隊について、沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることはすでに指摘されており、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、『差別』ではないか」との問いが含まれている。これは何も面積の格差だけを訴えているのではない。その本質は「自由の格差」の問題だ。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還はもとより沖縄県民の長きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は直ちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項だといふのであればなおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

よって、南国市議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。

2. 全国の市民が責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要なか否か、当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において、普天間基地の代替施設が国内に必要なだという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国のすべての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月27日

南 国 市 議 会

| | |
|-----------|-------|
| 衆議院議長 | 大島理森様 |
| 参議院議長 | 伊達忠一様 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三様 |
| 内閣官房長官 | 菅義偉様 |
| 外務大臣 | 河野太郎様 |
| 防衛大臣 | 岩屋毅様 |
| 国土交通大臣 | 石井啓一様 |
| 総務大臣 | 石田真敏様 |
| 内閣府特命担当大臣 | 宮腰光寛様 |

(沖縄及び北方対策)

—————*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。この際、以上6件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） この際、議発第1号から議発第4号まで、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました4件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、

討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

議発第1号から議発第4号まで、以上4件を一括採決いたします。以上4件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第4号まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） 次に、議発第5号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。19番福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子議員登壇〕

○19番（福田佐和子） 議発第5号について反対討論をいたします。

沖縄戦から74年目を迎えた6月23日、沖縄慰霊の日に追悼式が行われました。文字どおり、命をかけて辺野古移設反対を訴え続けた亡き翁長知事の遺志を継いだ玉城知事の平和宣言は、県民投票の結果を無視して工事を執行する政府の対応は民意を反映せずに、地方自治をないがしろにするものだ、政府には普天間飛行場の一日も早い危険性の除去と、辺野古移設断念を強く求めると述べ、大きな共感の拍手が贈られました。

一方、玉城知事の言葉を聞いていなかったかのような挨拶をする安倍首相には激しい怒号が飛びました。安倍首相は、美辞麗句を並べるけれども、県民の心の声を聞いてはいない、県民をばかにしているとの参加者の声は、全国共通の思いです。

沖縄は、知事選でも辺野古移設反対の玉城知事を選び、県民投票でも72.2%の43万4,273人

の県民の方が明確に反対の意思を示しています。これだけ多くの沖縄県の皆さんが反対しているのに、この南国市が辺野古への移設を促進していいのでしょうか。私たち南国市議会が、それができるのでしょうか。また、していいのでしょうか。宜野湾市の皆さんが、この意見書にあるように、宜野湾市民が普天間飛行場の基地被害から解放される、このことを願っているのは私たちも同じです。それがなぜ沖縄で、場所を変えたら危険でないとも言うのでしょうか。

2015年、平成27年12月議会でも同じような意見書が出されました。今回と同じように、最後まで提出者が決まらなかった経過があります。賛成討論では、世界一危険な普天間飛行場と言われましたけれども、今回はその大きな危険を名護市民と、豊かな海に背負わせることになるのではないのでしょうか。基地問題を大もとから考え、日本中どこに住んでいても安心して暮らせることを追求すべきだと思います。それが地方議会の役割だと、私は考えます。

昨日の新聞では、辺野古の工事を請けた業者から国会議員が献金を受けていたことも判明をしております。安倍首相が強行する辺野古新基地の建設は翁長知事が大切にしてきた沖縄の心を踏みにじるものだとの思いから、この意見書には反対をいたします。

沖縄県民の負担軽減を言うなら、議発第6号の辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外、国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づく公正な解決を求める意見書の、この意見書こそ、この南国市議会として国に求めるべきではないのでしょうか。同僚議員の御理解を求めながら、議発第5号の辺野古移設を促進する意見書に反対をいたします。同僚議員の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎純男） ほかに討論はありませんか。16番浜田和子議員。

〔16番 浜田和子議員登壇〕

○16番（浜田和子） にわかに賛成討論をさせていただきたいと思いますので、言葉足らずだと思いますけれども、お聞きいただきたいと思います。

この議発第5号におきましては、この求めているもの、これは普天間飛行場の危険性を除去し、74年にもわたる宜野湾市民の苦労を一日も早く解消する、この問題は大変重要な問題だと思います。普天間基地を解消するという点において、明確な案、現在ここにするとかいうことは一切なくて、辺野古へとりあえず私は移転をすることが妥当ではないかというふうな考えを持っております。

そして、次の議発第6号にありますように、この沖縄の基地の負担、これをどうするのか、これはもちろん安全保障の問題をどうするかということから始まるような問題だと思いますけれども、国民的議論はしっかり行っていくべきだと思います。でも、方向性としては、沖縄の

負担をあくまでも軽くしていくということ、日本全国がどういうふうはこの問題を捉えるかということとはしっかり議論していくべきだと思いますが、今のまま議発第6号のようなことを続けていって、いつまでこの塩漬けが続くのかということを考えて場合には、この宜野湾市から出てきました74年間の苦労を一日も早く解消する、移転・統合を推進していく、基地の整理縮小を求めるということに対して反対するということは考えられないと思いますので、私はこの議発に対して賛成をしたいと思います。短い話でございますが、私の賛成討論といたします。

○議長（岡崎純男） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議発第5号は原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） 次に、議発第6号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立少数であります。よって、議発第6号は否決されました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第407回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時48分 閉会